

1918—19年ドイツ・バイエルン革命と ラディカルフェミニストたち ——女の現実と男のファンタジー——

田 村 雲 供

はじめに

1. ローザ・ルクセンブルクとアニータ・アウグスブルク
2. バイエルン革命と「社会主義女性連合」の結成
3. アウグスブルク、ハイマンの立候補
4. 女性権利担当部局と評議会システム
5. 「女性評議会」設立提案とその否決

むすび —— 革命と男のファンタジー

はじめに

1918—19年のドイツは革命の年であった。バイエルン（首都ミュンヘン）革命、ペルリーン革命についてブレーメン、ブラウンシュバイク、ライプツィヒへと革命の波が広がる。しかも、バイエルン革命には多くの女性が参加していた。どの政党にも属さず、ラディカルな女性運動を担ったフェミニスト、社会主義政党に属していた女性、女性教師、多くの一般女性、そしてリカルダ・フーフ（作家）にいたるまでの幅広い分野の女性が積極的にかかわり活躍した。ところが、ペルリーン革命の理論的、精神的支柱であった女性ローザ・ルクセンブルク Rosa Luxemburg (1871—1919) にかんする研究書が多いのとは対照的に、バイエルン革命の女たちの思想と行動については言及されることもなく、「白い斑点」として残ったままである。この対照性を疑問としながら、

不可視の中にいる女たちの思想と行動を革命の経過のなかで追ってみる。しかし、この作業はバイエルン革命に欠けていたもう一つの側面を明るみに出すことだけではなく、むしろ革命の実体を形成している労働者、階級、平等、民主主義といった概念が歴史的現実のなかでどのように了解され、意味を獲得し、歴史を形成したのかを問いかねることを主眼にしている。すなわち、革命に実体を付与している諸概念と「性」との関係をみる一つのケース・スタディである。

1 ローザ・ルクセンブルクとアニータ・アウグスブルク

ローザ・ルクセンブルクとドイツ市民女性運動のラディカル派を代表する女性アニータ・アウグスブルク Anita Augspurg (1875—1943) は、当時その名を知られた有名な女性であった。二人は左右をとわず権力の座にあった男たちの目の上の瘤的な存在であった。また、二人は同じくスイスのチューリヒ大学法学部で学び博士号を取っている。ルクセンブルクがスイスに亡命したのは1889年も終りに近いころである。翌年にはチューリヒ大学哲学部に入り、自然科学と数学を勉強したが、1892年には法学部に入り、それから五年間ユーリス・ヴォルフ、ヴォークト、トライヒラー、フライナーといった教授のもとで広く社会科学、公法を学び、1987年に国家学で博士号を得た。博士論文のテーマは、「ポーランドの産業的発展」である。

一方アウグスブルクは女子中等学校を卒業したのち、弁護士であった父親の事務所で書類の写し書きを手伝ったが、自立の道を求めてベルリーンの女子教師養成学校に進む。さらに俳優養成学校にも通い、のちに舞台にも立つ。このベルリーン時代に、女性教師たちが展開した女性運動にすでに参加していた。祖母の死後、遺産を手に入れたことで経済的に自立できるようになる。これを機にアウグスブルクはミュンヒエンに移り、そこで女友達と写真アトリエを開いた。このアトリエを中心に、ざん新たな本の表紙やポスターが作り出され、野心的な一つ文化園が生まれ、アウグスブルクにとってアトリエは、「因習的な生活の最後の痕跡を拭い去る」個人的な自己解放の場となった。

1918—19年ドイツ・バイエルン革命とラディカルフェミニストたち

さらにミュンヒエンでは、新民法典の家族法が依然として女性の家庭内での「妻・母・主婦」としての権利を認めていないことに反対して運動を進めていた女性グループに加わり活動した。しかし運動のなかで、法的知識の重要性を痛感したアウグスブルクは女の諸権利を求める闘争をより効果的におこなうために法律の勉強をする決心をかためる。ところが当時、ドイツの大学は女性に門戸を閉ざしていた。⁽¹⁾パリとチューリヒのみがヨーロッパで女性に大学での修学を認めていた。彼女はスイスへ向かい、1893年チューリヒで学籍登録をする。そしてルクセンブルクと同じくヴォークト教授のもとで国法を、フライナー教授に刑法を学ぶ。

8ゼメスターを終えた1897年に、アウグスブルクはヴォークト教授のもとに赴き学位論文試験の許可を願った。教授はいささか驚きの面持ちで、「ええ！もういま？」ローザ・ルクセンブルクは学位試験のまえに10ゼメスター修めたのに……」と意外の様子であった。しかしアウグスブルクには時間がなかった。⁽²⁾新民法典が1900年の1月1日には発効することになっている。とくに家族法に反対する運動を展開しなければならず猶予ならなかった。学位論文「英國における国会の起源について」をヴォークト教授に提出し受験した。合格し学位を授与されたアウグスブルクは、仲間と真夜中をすぎてウェトリベルクに登り、山頂で夜明けのコーヒーを飲み、大いに奮からを楽しんだあと、その足でドイツ初の女性法学博士となってミュンヒエンに向った。

こうして同じ年に博士となったルクセンブルクとアウグスブルクであるが、チューリヒ大学時代に親交があったのかどうかについてはなんの手がかりもない。おそらく、親しく話を交わすことはなかったと思われる。ルクセンブルクは階級闘争によってプロレタリアートの解放を、アウグスブルクは「性階級」からの女性の解放に集中した。変革の必要という点では二人は共通していたのであるが。

アウグスブルクをはじめドイツの女性たちが反対した新民法典の家族法は、妻の財産にたいする夫の管理用益権を認め、子どもにたいする親権も父親に帰属することを規定したものである。したがって妻である女性は法的に未成熟で

自分の財産も管理できず、夫である男性の使用と収益にまかせなければならず、また子どもにたいしても母親としての独自の親権を行使することのできない法であった。妻・母・主婦としての女性に残されたものは、家族員のためにする無償の「愛の労働」のみであった。「金銭」や「時間」の対極概念である「愛」の労働は、金銭や時間ではかることはできず、ひたすら献身あるのみであった。生物学と宿命の組合せとして自然から引き出された男女の性別性格が女に「愛」を、男に「力」を付与したのであり、これは法という形となって、たえず社会で具体的な力を発揮していった。女たちの烈しい反対闘争にもかかわらず、この家族法は1900年をもって発効する。

公的世界でも私的世界でも権利を持たなかつた女たちの抗議運動には限度があった。そこで政治参加の基本的権利である選挙権をもとめてラディカルフェミニストたちは、ベルリンではアウグスブルクを中心に、ハンブルクではリーダ・グスター・ファ・ハイマン ⁽⁴⁾ Lida Gustava Heymann (1868—1943) のもとで、1902年を境にはげしい女性選挙権獲得闘争をくりひろげる。この背景には1898—1902年にわたる壳春と道徳をめぐる闘争で力を発揮したラディカル派の実績があり、これをバネにラディカル派女性は、稳健派の政治忌避とは根本的にことなる政治的、社会的制度の完全な改革をもとめる運動を展開し、政治にコミットする。しかしこの画期的な選挙権闘争も、1906年の新しい選挙法が、女性選挙権を時期尚早であるとして認めなかつたため、何の成果をおさめることなく終つた。この果敢な女性の闘争に直面したオルデンブルクの代議士は、「ああ、アウグスブルク博士とローザ・ルクセンブルク博士が料理なべの前に立ってくれれば、われわれの肉不足の問題も少しはよくなるだらうに」と嘆いた。これを聞いたアウグスブルクは、若い日にものした料理本をかれに送つたといふ。

1907年アウグスブルクとハイマンはミュンヒエンに移り住む。ミュンヒエンがいまや女性選挙権闘争の中心地となり、しかもこの参政権闘争はミュンヒエンでしだいに平和運動と結びついて展開してゆく。フェミニズム運動と平和運動を結びつけたのがアウグスブルクとハイマンである。しかし急進化する女た

1918—19年ドイツ・バイエルン革命とラディカルフェミニストたちの平和運動に、陸軍省は黙ってはいなかった。第一次世界大戦を前にしたドイツに与えるダメージと利敵効果を懸念した。とくに、反戦プロパガンダの中心となって活動したメンバーの多くが女性教師であったため、その影響力を恐れたバイエルン当局は、各女子校の女校長宛てに、教師が平和運動に参加しないように指導せよ、との警告をだした。こうした当局の対策は平和運動にしだいに抑制的にはたらきだした。しかも陸軍省は、ハイマンが公衆の前で演説することを禁じ、つづいてアウグスブルクとハイマンの指導下にあった「女性参政権同盟」のミュンヒエン支部の閉鎖を命じてきた。さらに、アウグスブルクとハイマンは民衆にたいするいかなるアジテーションも禁止され、外国との交信、外国訪問も厳禁となる。

第一次世界大戦の進行とともに狭められていったミュンヒエンの自由空間は、さいごには追放の形をとる。バイエルン当局は、「女性参政権同盟」ミュンヒエン支部には、非ドイツ人のメンバーが多く、しか�数少ないドイツ人も非バイエルン人である、として好ましくない外国人の追放にのりだした。ミュンヒエンではのちに、クルト・アイスナーをはじめバイエルン革命を担ったユダヤ人を、「余所者」^{よそもの}の無政府主義者、共産主義者であると右翼団体が喧伝するが、すでに伏線は引かれていたのである。1916年2月、ハイマンはバイエルン当局から公式追放をうけた。以後、彼女は非合法活動をつづけることになる。

2 バイエルン革命と「社会主義女性連合」の結成

バイエルンに革命が起った。

1918年11月7日夜、クルト・アイスナー（1867—1919）⁽⁵⁾と一群の男女が州議会議事堂に向かってミュンヒエンの町を急いだ。守衛を起こし、「ドアを開けよ、革命である。われわれが政府である。大会議場の灯りをつけよ」と命じた。つづいて臨時労兵評議会が結成され、議長に独立社会民主党のアイスナーがつき、共和国を決議した。11月8日早朝、ミュンヒエン市民は驚きをもってアイスナーのアピールを読むことになる。

アイスナーの「ミュンヒエン住民へのアピール」にはつぎの内容がもり込まれていた。

- ・臨時労働者・兵士・農民評議会が成立した。
- ・すべての成人男女が選挙権をもつ憲法制定国民議会ができるだけ早く召集する。
- ・バイエルンはドイツが国際連盟に加わる道を準備する。
- ・労働者・兵士・農民評議会は秩序を守り、個人と財産の安全は保証される。
- ・全住民の協力を期待する。新しい自由のためにはたらく者は、だれでも歓迎する。
- ・農民は都市への食料供給を保証している。
- ・全員の努力で変革を平和的に遂行しよう。無意味な殺りくの時代にあって、あらゆる流血を嫌悪する。人命は神聖でなければならない。
- ・社会主義者の同士うちはバイエルンでは終わる。この革命を基盤に労働者大衆はふたたび統一する。

「すべての成人男女は選挙権をもつ……」というくだりは、長く女性運動にたずさわってきた女たちにとっては、まさに「青天の霹靂」であった。ミュンヒエンのアウグスブルクはハンブルクにいるハイマンに電話した、「バイエルンは共和国になった。クルト・アイスナーはバイエルンの女性に選挙権をみとめた。いまや全ドイツはこれにつづかなければならない」と。ハイマンをバイエルンから追放した戦時法は廃止され、軍部独裁は終わり、ふたたび自由の身となったハイマンはアウグスブルクとともにバイエルンでの共和国づくりに積極的に参加する。

ところが一方では、女性に選挙権をみとめるのは性急すぎるとの声が政治にたずさわる男たちのあいだでは支配的であった。そこで、政治的に成熟していない女性に選挙権を容認するのは危険であると強調していた政治グループは、女性選挙権に反対するアジテーションを始めだした。この事態をどうするのかと問われたアイスナーは、「女性選挙権はドグマだ！」と、いとも簡単にこたえた。これこそ革命であり、男性民主主義にたいする一撃であった。実際、選

1918—19年ドイツ・バイエルン革命とラディカルフェミニストたち
拳銃なくして政治的成熟などありえようはずがなかった。男性の危惧をよそに
女性たちは独自の活動を開始する。

1918年11月18日の「ミュンヒエン・ポスト」は女性集会の予告をのせている。
「女性運動の闘士、L.G. ハイマンは平和運動のため陸軍省から1916年の春
以降バイエルンでの居住を禁じられていた。しかし、今ふたたびミュンヒ
エンにもどり、18日夜8時よりゾンネン通りのワーグナーホールで開催さ
れる公開大集会で、「国家における女性」と題して話す。集会を主催する
のは、バイエルンの「女性参政権同盟」、「恒久平和のためのドイツ女性委
員会」、「ミュンヒエン労働組合同盟」、「社会民主主義連合女性アジテーシ
ョン委員会」である。」

>Münchener Post< vom 18. 11. 1918

翌日同じく「ミュンヒエン・ポスト」は女性集会でのハイマンの主張をつぎ
のようにまとめている。

「……われわれ女性は全力をつくして新しい国家を支持する。この新しい
国民国家は女性に政治的平等をもたらした。しかし、女性の平等な権利を
またもや制限しようとする力がすでに動きだしている。女性の権利を守る
ためにただちに「女性評議会（女性レーテ）」が設けられなければならない。
「女性評議会」は一方で、政治的知識に乏しく、しかも政治に慣れない女
性を啓蒙・教育し、他方で裁判官をもふくめてすべての職業、すなわち国
家や行政機関での責任ある地位に女性がつくことができるよう尽力す
る。さらに「女性評議会」は、憲法制定国民会議での決定権をもつ地位に
女性がつくことができるよう、できるだけ多くの女性を州議会および国
民議会選挙の立候補名簿にリストアップするように働きかける。」

>Münchener Post< vom 19. 11. 1918

フェミニスト、ハイマンによってここにはじめて女性独自の評議会（レーテ）
確立の必要性が明確に主張された。これは、のちにアウグスブルクによって中
央評議会に提案されることになるが、その成り行きについては後でのべる。さ
らにこの集会では、社会主義諸政党と各労働組合でもプロレタリア女性のため

の政治的啓蒙と教育活動が実施されるべきだ、との要請が出されたが、男性主導の党や労働組合へのこうした要求はむなしい期待に終わる。しかし、この女性集会から「社会主義女性連合」がうまれる。

12月16日 ドイツ劇場で、「社会主義女性連合」(以下「女性連合」とする) の第一回大会が開かれた。大会は、すでに社会主義諸政党に属している女性をふくめて、フェミニストや政党に所属しないで革新運動にたずさわっている女たちを広く結集することをめざしていた。そして結集した女たちの主な活動は広報、政治的啓蒙活動、平和運動などであった。この女性連合について、ハイマンとアウグスブルクが出していた雑誌『国家における女性(Frau im Staat)』の創刊号(1919年1月)はつぎのように書いている、「これ(社会主義女性連合)は、社会民主主義的政党やその分派から独立した最初の自立した社会主義女性団体であり、定款も綱領も持たない。政党に属することなく、社会主義の基盤にたって活動しようとするものは、だれでもこの団体のメンバーになることができる」。女性連合のもとに幅広い女性が集まつたのであるが、問題は党派に属している女性たちから起つた。例えば活動委員会で、多数派である独立社会民主党のメンバーは互いに親密で結束したのにたいし、社会民主党の女性は協力的でなかった。また、ハイマンとアウグスブルクの努力にもかかわらず、カトリック女性運動の代表者を仲間に入れることに失敗していた。そしてついには男性政党への回帰志向が、あの慣れ親しんだ「女性の特性」にもとづいて強調されるようになる。つまり、女性は長いあいだ選挙権を手にすることができず、「子供・教会・台所」の3Kが女性の世界とされ、自ずと政治に関心を持たなくなってしまった。しかし、とつぜん女性も選挙権を持つこととなり、政治的知識を身につけ、政治的見解を持ち選挙することが要求されている。さらに、政治的知識や見解を持ったものは、つぎには組織に加わらなければならない。たとえ組織の政治上の機構や闘争方法が女性の反発を引きおこすものであったとしても。なぜなら、政党に女性の精神と特性を浸透させる必要があるからだ、とされた。きたるべき選挙に向けての女性の啓蒙活動に全力を注いでいただけに女性独自の問題よりも、むしろ政党に属している女性たちの思惑が

1918—19年ドイツ・バイエルン革命とラディカルフェミニストたち
はたらきがちであった。

しかし、女性連合では女性が直面している多くの問題についての話し合いを持った。「女中の権利」、「女性の医療」、「結婚制度の問題」、「性にたいする新しい考え方」、「女性労働および女性の失業問題」、「男女間での家事労働の分担」、「女性の経済的自立」、「労働権問題」など多岐にわたった。公開の大集会では、「政治的変革と女性の新しい権利と義務」、「性病と公民」、「女性失業者の状況」⁽⁶⁾といったテーマについて議論した。こうした諸問題についての活発な討議のあと、集会では「女性評議会」の計画について話し合ったことが、「ミュンヒエン・ポスト」(1918. 11. 27) にも報告されている。フェミニストたちにとって、議会にフェミニストを送り出すことと「女性評議会」の設立が、焦眉の問題であった。

「社会主義女性連合」がどれほどのメンバーを擁していたのかを確かめることはできないが、集会をドイツ劇場といった会場でおこなっていることからみると相当数であったと推察できる。革命の熱気のなかで党派をこえて女性を集め、革命と女性の解放を勝ちとろうとした試みであったが、当初の目的通りには進まず、男性中心の革命の推移のなかで具体的な拮抗力を発揮することはできなかった。しかし、いっとき大きな盛り上がりを持ったことは確かである。女性連合の主導的役割を果たした女性たちの簡単なプロフィールをみておこう。

- アウグスブルクとハイマン、この二人は「女性参政権同盟」と「恒久平和のための女性委員会」の代表者である。
- M. バウマイスター Mathilde Baumeister、1919年5月に独立社会民主党員になる。革命特別裁判所の陪席裁判官となる。政治犯のための女性援護組織で働く。評議会共和国の崩壊後、内乱帮助のかどで1年3ヶ月の禁固刑になる。
- N. アウエルバハ Nelly Auerbach、ハイデルベルクでの学生時代にE. トラーと親交を結ぶ。国民経済学の学位を持つ。
- S. シュタインハウス、独立社会民主党員。評議会会議の代表者。執行委員会

報道部門の記録保管室の係員。

- T. エーグル Thekla Egl、独立社会民主党員。評議会会議に「社会主義女性連合」を代表して出席。トラーが赤軍を指揮したダッハウでの闘争（1919年4月、赤軍とホフマン政府軍との戦闘）では赤軍の看護婦および伝書使として活躍。評議会共和国崩壊後、1年3ヶ月の禁固刑。彼女が逮捕されたとき、1919年6月13日の「ミュンヒエン新聞」は、「トラーの愛人逮捕される」との見出しで報道した。
- A. ピュルフ Antonie (Toni) Pfülf、社会民主党員。教師。1920—33年まで国会議員をつとめ、とくに女性の要求を代表した。ナチズムの台頭にたいし社会民主党が十分な抵抗運動を組織できなかったことに失望し、1933年自殺。
- H. ケムプファ Hedwig Kämpfer、独立社会民主党員。評議会会議の代表者。革命特別裁判所の裁判官。この革命裁判は28人の裁判官で構成されていたが、彼女はその中のただ一人の女性であった。なお、ケムプファ夫妻はクルト・アイスナーの秘書であったフェリックス・フェッヒエンバハと親しく、同じ住居で一緒に暮らした。
- N. カッセンシュタイン Nanette Katzenstein、有名なアジテーターであった。トラーはのちに獄中から彼女に「テッサ」という愛称で呼びかける多くの手紙を書き送っている。
- E. クリンゲルヘーファ Elma Klingelhofer、独立社会民主党員。中央評議会議員 G. クリンゲルヘーファの妻。大衆に非常に大きな影響を与えることのできる才能の持ち主で、当局からバイエルンのローザ・ルクセンブルクとみなされていた。

3 アウグスブルクとハイマンの立候補

アウグスブルクとハイマンは、「社会主義女性連合」で積極的にはたらくと同時に、トルコ通りに借りた店舗を拠点にして、女性問題の情報を与え、ビラを掲示し、またビラを発送する独自の広報活動を集中的につづけた。二人にと

1918—19年ドイツ・バイエルン革命とラディカルフェミニストたち

っては革命を契機に男女の平等と自由が実現し、あらゆる隸属状態からの女性の解放が成し遂げられるのかどうかが焦眉の問題であった。この問題はまた、アイスナーの思想と行動に依存していることを十分に認識していた二人は、アイスナーのすべてのアピールや演説を詳細に検討した。そして、かれの行動と見解に賛同した点をあげている。

- ・バイエルン州議会議事堂への行進、共和国宣言、これらを暴力行使することなく、陰謀を企むことなく、流血もなく、人びとの生活を犠牲にすることもなく成し遂げた。
- ・真実の政治、信頼の政治を実現しなければならない、そのためには互いに人間として話し合う以外どんな手段もない、とみている。
- ・世界には現実政策があるのみで、それは理想主義の現実政策である、としている。
- ・どの国民も自らの望む革命を実現するのであり、われわれはボルシェヴィキの革命的援助を必要としない。われわれは独自の革命を遂行する、と断言している。
- ・階級闘争とは一階級の支配を否定し、あらゆる階級支配を廃絶することである。社会の民主化に協力する者はだれも排除しない、としている。
- ・兵士・労働者・農民評議会の設置は、ロシアのまねをしたのではない。評議会は民主主義の学校となり、政治・経済活動をする人びとをここから生み出すべきである。社会主義の核心は総体の自己活動である。評議会は民主主義の基盤であり、国民議会・州議会はその頂点である、とみなしている。

こうした点に共感し賛同したハイマンとアウグスブルクはアイスナーに会いに出かけ、「わたしたちは今までの政治的経験と信念から政党に入ろうとは考えていないが、この状況下にあってあなたに協力してはたらきたい。」と申し出た。アイスナーは二人の条件つきの申し出に理解を示し、協力を願った。フェミニストとアイスナーとのあいだに互いの立場を認めあった協力関係が成立了。

クルト・アイスナーと新しい国づくりの協力を約束したアウグスブルクとハ

イマンは、それぞれ州議会選挙と憲法制定ドイツ国民議会（国会）選挙に立候補することとなる。

独立社会民主党のアイスナーは、ドイツ国民議会選挙の立候補者リストの二番目に女性候補者をたてるようになると要請した、そこでハイマンに立候補の依頼がきた。独立社会民主党員でないハイマンはむつかしい決断をせまられることとなったが、国会で女性の利益を代表するため受諾した。しかしフェミニズムと平和主義にたいするあらゆる種類の虚言と中傷が飛びかうなかで、1月19日の選挙日には、新しい時代が必要とする人物は選ばれず、戦争勃発にかかわった古い議員が多く返り咲いた。選挙には敗北したが、ハイマンのアイスナーにたいする支持は変わることなく1月19日の「恒久平和のための女性委員会」のドイツ劇場での集会でいさつに立ったハイマンはアイスナーへの支持と賛同を熱く説いている。

一方アウグスブルクは、バイエルン州議会選挙に立候補する。この選挙の独立社会民主党立候補者10人のリストには3人の女性の名があった、H. ケムプロファ、V. ゲルトナー、そして A. アウグスブルクである。ケムプロファはリストの二番目に、アイスナーは八番目に名をつらねていた。アウグスブルクはオーバーバイエルンのカトリック地域で G. ベーア Gertrud Baer (1890—1981)⁽⁷⁾ (女性参政権同盟のメンバー) を選挙参謀として運動をくりひろげた。オーバーアマガウ、ウンター・アマガウ、コールグループ、ペンスベルク、バイゼンベルク、ヴォイルハイム、ガルミッシャ、パルテンキルヒエンといった農村地域で、蒙昧のふちに残されたままの圧倒的多数の農村女性に呼びかける選挙運動を開展してゆく。たくさんのプロパガンダ資料をつめ込んだリュックザックを背負い、鈴を手に村から村へと歩いての運動である。まずは鈴を力強く打ちならし人びとを学校へ、あるいは飲食店へと集めた。アウグスブルクの肩書きをなんら利用しなかったが、女性集会でも男性集会でも会場には多くの聴衆が集まつた。しかし男女の集会場の様子は異なつてゐた。男の集会場はたばこの煙とビールの喧騒がうずまき、口笛え大声のとびかうなかで、なんとか自制と礼節をたもつていたが、戦争で心身ともに荒廃した男たちからは現実的な問題に

1918—19年ドイツ・バイエルン革命とラディカルフェミニストたち

についての議論は盛り上がりらず、からかいの声が高かった。女性が壇上で話すことじたいに違和感をいだいていた。これとは対照的に、女性集会にきた女たちは大きな関心をもって演説者の話に耳をかたむけ、新しい国家における女性の経済的立場や婚姻法、子どもの養育権についての具体的な質問が出た。農婦のある者は熱心な討論のあと、演説をしたアウグスブルクたちとともに深い雪のなかを隣村まで同行する者まで出てきた。彼女らはリュックザックをかつぎ、ピラを配り、鈴をならして戸口から戸口へと集会の呼びかけをしてまわり女性を集めた。しかし、こうした女たちの集会はただちにカトリック聖職者の注目するところとなる。閉鎖的な村に外部からの新しい影響が入りこむことを極度に恐れたカトリックの僧侶たちは、村人とくに女性に外からの誘惑にたいする免疫を早急に与えなければならないと考え、女性集会に赴いてきた。そしてアウグスブルクの立候補に反対する説教を執拗にくり返した。かれらもまた村から村へと移動し、議論にも参加し、神の秩序という同じ論拠をくり返しつづけた。自由恋愛、自由結婚の危険性について、私生児の問題とその罪について數かずの御託をならべ立てた。ウンターアマガウでは僧侶の説教のあと、一人の乳搾り女がはっきり聞こえる大声で、「かれには3人の私生児がいる」と呼ぶ一幕もあった。⁽⁸⁾

解放を求める女性の自立した活動にたいするカトリック界からの執拗な反対のもとで、しかも組織だった支援もない選挙活動であったが、農村の女性たちとの多くの対話を持ったことが、アウグスブルクたちの一番大きな成果であった。彼女たちは一日の選挙運動を終えたあと、その日の経験について、また新しい考えについて語りあった。とくにアウグスブルクは舞台できたえた深く美しい声で演説をし、いきいきと運動を進めることができた。そして1919年1月12日の選挙日をむかえたのであるが、アウグスブルクは当選することはできなかった。

女性がはじめて投票した1月12日の州議会選挙はアイスナーの独立社会民主党の敗北の日でもあった。共産党およびアナキストをふくむ革命的インターナショナリスト連合の二組織はこの選挙をボイコットしたのであるが、選挙結果

果はバイエルン人民党（中央党右派）が66議席、多数派社会民主党が61議席と一位と二位を占め、独立社会民主党は3議席を確保したにすぎなかった。選挙後アイスナーは議会の召集を延期していたが、ついに2月21日議会を召集し議場へ向う途上で、21歳の伯爵アルコ・ヴァリーの銃弾に倒れた。国際組織「平和と自由のための女性同盟」ドイツ支部はいちはやくアピールを出した。

ミュンヒエンの女性へ

クルト・アイスナーの遺産を尊重しよう。

冷静・慎重を保ち、まちがったうわざで誤りを犯さないようにしよう。

反動にたいして一致して立ちあがろう。

暴力と流血の惨事を阻止しよう。

女性が危惧したことは、しかしすべて現実となってしまう。

アイスナーの死後、到るところで反革命の予兆が起きていた。あらゆる街角から反革命が這い出してきた。いつ衝突が起きてもおかしくなかった。1919年2月25日に労兵農評議会中央委員会が政府権力を引きついだのであるが、3月8日には独立および多数派の両社会民主党の連立によるホフマン政府（ヨハネス・ホフマンは多数派社会民主党員）が成立した。しかし保守派は4月8日に州議会を開き、ホフマン政府の打倒をもくろんだ。そこで革命派は先手をうって、4月7日早朝にホフマン政府を倒し、「バイエルン評議会共和国」（第一評議会共和国）の成立を宣言する。この評議会共和国の頂点に立ったのがエルンスト・トラー⁽⁹⁾（1893—1939）、グスタフ・ランダウアー⁽¹⁰⁾（1870—1919）、エルンスト・ニーキュ⁽¹¹⁾（1889—1967）、そしてエーリヒ・ミューザム⁽¹²⁾（1878—1934）である。

しかし共産党、とくにベルリーン共産党中央から指導者として派遣されてきたオイゲン・レヴィネ⁽¹³⁾（1883—1919）は、トラーたちの評議会共和国の宣言を時期尚早で冒険主義であるとみて政権に参加せず、「共産主義評議会共和国」（第二評議会共和国）の設立を要求していた。一方、北バイエルンのバンベルクに逃れていたホフマン政府は、当地からミュンヒエンの民衆に武器を取るようにと呼びかけると同時に、ワイマール中央政府に軍事援助を要請していた。

1918—19年ドイツ・バイエルン革命とラディカルフェミニストたち

こちホフマン政府の呼びかけに呼応してミュンヒエン市内の軍の一部が、反革命のクーデターを起こした。これをレヴィネとマクス・レヴィーン（1885—⁽¹⁴⁾1930?）の率いる共産党が中心となり、赤軍兵士、労働者とともに「評議会共和国」の防衛に立ちあがり反革命軍を鎮圧した。ここに共産党系の「評議会共和国」（第二評議会共和国）が成立し、トラーにかわってレヴィネが最高指導者の地位についた。

ところが権力争奪戦はこれでおさまらなかった。ワイマール中央政府はホフマン政府の要請をうけて反革命軍を送りこんできた。4月下旬には反革命の包囲は完備し、赤軍と白軍の対立は緊迫していた。革命側は、独立社会民主党などの妥協派と共産党などの非妥協派に分かれるなかで、5月1日のノスケ軍の進撃をうける。女性が最も恐れたおぞましい市街戦がくり広げられた。「評議会共和国」が崩壊したあとには、反革命軍による無数のテロルと何千件にもおよぶ報復的な裁判がつづいた。ランダウアは虐殺され、レヴィネは死刑、レヴィーンはヴィーンに逃れ、ミューザムは15年の禁固刑、トラーは5年の禁固刑をうけた。ホフマン政権も革命派（評議会運動派）にたいしての役割を終えると、たちまち見棄てられる。そしてエップ将軍が率いる義勇軍（フライコール）から、ナチ突撃隊長エルнст・レーム、ナチ党首アドルフ・ヒトラーが出てくることになる。

4 女性権利担当部局と評議会システム

クルト・アイスナー亡きあとのバイエルン革命のこうした経過のなかで、女たちの活動はどう展開したのだろうか。

アイスナーの指示で、社会福祉省（のちに労働省となる）に女性の権利担当部局が併合されていた。この部局担当者にG.ベア（アウグスブルクの選挙参謀をつとめた）を推薦した。彼女は明確な目的意識をもった倦むことを知らないラディカルフェミニストであり、既存のどの政党にも属していないかった。1919年2月半ばからヴィッテルスバハ宮殿で活動をはじめた。政治、経済、社会全般で新しく獲得した女性の権利を法的に定着させることがこの部局の課題

であった。まず、戦争終結後の各職場で大量解雇された女性の問題をとりあげた。

女たちは戦争中、それまで男たちによって占められていた職場で、準備や訓練をすることもなく驚くべき能力を発揮し、成果をあげてきた。戦争中の女性労働者の就業形態をみると、変化がはっきりみてとれる。すなわち金属、機械、電気、化学工業で女性の就業がいちじるしく上昇している。また紙、木材、食品、嗜好品工業でも増加している。たとえば、金属工業で2594の企業で働く女性労働者数は、戦前の63570人にたいし1916年8—9月には266530人となり319%の上昇を示している。これらの女性労働者のほとんどが戦争産業に従事して⁽¹⁵⁾いた。その一方で繊維、皮革、ゴム工業では女性数が減少した。

しかし戦争が終わり男たちが帰還してくると、女性はたちまち失業し路頭に投げ出され、この事態をハイマンは、「すぐなくとも、とんでもない不公平を受けたということを肝に銘じておかなければならない。多くの女性が路面電車、郵便局、鉄道で、また商業や工業で占めていた地位を抵抗もなく明け渡し、いまや稼ぎもなく立ちつくしているという事実は、驚きというよりもむしろ信じがたいことである。これは兵士である男=人間虐殺者を、女性と祖国が感謝しなければならない英雄として扱う習慣によってのみ可能なのである。」と、みていた。ところが従順な女たちも、典型的な女の職業であるウェイトレス、道路清掃人、オフィスビルや商店の清掃人といった仕事にまで男たちが侵入してきて女性労働者を追い出そうとしたとき、はじめて激昂した。そして抵抗運動に積極的に取りくむ。疲れきった仕事のあとでも、朝までつづく夜の集会に参加し自分たちの権利を主張した。そこで、女性労働組合が必要であることが一致した認識となり、設立の具体化に向けて動きだすことになる。

女性の利益を守るために労働組合設立活動も、しかたちまち深刻な困難に出くわすこととなる。まず、社会民主党はこの担当部局に、女性の要求ではなく、党の原則を第一に考える女性党員がつくことを望んだ。これが受け入れられないと、男性党員はこの部局に関心を持たなくなる。政治力の弱い一部局での決定事項が具体化するためには、絶対多数を占める男性の協力なくしては不

1918—19年ドイツ・バイエルン革命とラディカルフェミニストたち

可能であった。さらに、戦後の財政的ひっ迫が女性の活動を阻むこととなった。女性問題解決のための財政支出順位はおそらく最後尾におかれていったことであろう。そしてついには、政治権力奪取をめぐる政治的錯綜のなかで、この部局の活動は停止せざるをえなくなる。

女性担当部局の存続期間は短く、十分な役割をはたすことはできなかつたが、働く女性が直面している問題と、その問題の核心は明確になった。さらに部局を代表した G. ベーアは任務を終えるにさいして、革命労働者評議会宛に手紙を書き、その手紙の最後に重要なことを書き添えている。

「……わたし (G. ベーア) は革命特別裁判所へつぎの追記を申し出る。

女性の犯罪行為や、あるいは女性にたいして有罪の判決が下されるようならゆる場合、男性の裁判官と同数の女性裁判官の臨席のもとで審理がなされるべきであることを敢えて申し上げる。」⁽¹⁶⁾

また彼女は、女性担当部局について後年次のように回想している。

「時間がなかった。実際すべてがあまりにも短かった。わたしはこの部局をとくに、女性労働組合の設立のために利用したかった。と言うのも既存の男性労働組合は女性問題はもちろんのこと、女性一般にも全く関心をもっていなかつたからである。一部の労働組合では女性を受け入れることさえしなかつた。われわれは女性の働く権利のために闘つたし、また男女の同一賃金のためにも努力した。女性の賃金は、とても男性と比較できるようなものではなかつた。それなのに男の労働組合は、女性の要求など取りあげようともしなかつた。」⁽¹⁷⁾

ベーアの指摘のように、男たちは女性労働者を労働者とはみなしていなかつた。女は労働者でありながら労働者ではなかつた。労働の場は生産の場であり、そして生産を担う者こそが政治を考えるのであり、女の世界は消費であり、家族である。したがつて、女は公的世界での生産労働によって自己のアイデンティティを得るのではなく、私的世界で家族と消費を通じてアイデンティティを確立するため政治性に欠ける。そのため女の要求は個人的なものとなり、政治のシステムのような全体にかかる視点を持たないから、全体を問う階級闘争

にも意味を持たなくなる、という理論が男女を二分法で規定したイデオロギーで正当化され公言された。労働者とは男を意味しているのであり、何ら普遍的概念ではなかった。

このイデオロギーをつき動かす契機を革命は持ったであろうか。革命の政治的基盤は評議会であった。評議会は「民主主義の学校」で、「民主主義の基盤」でなければならなかった。はたしてそのように機能したであろうか。ここで、評議会と女性とのあり方をみておかなければならない。

革命の時代に、革命を通して獲得した自由と権利を守り、活性化してゆく仕事に参加するためには、まずは革命の基盤である評議会会議のメンバーでなければならなかった。このことを身をもって体験したハイマンは、プランナー通りの州議会へ赴き、グスタフ・ランダウアーに会見を申し込んだ。ランダウアーはハイマンと個人的に面識があったわけではなかったが、この申出に応じた。ハイマンは、どの団体もどの組織も自分に評議会会議の議席を与えてはくれないが、なんとか評議会に参加して働きたい、とくに兵士や労働者に非暴力を説きたいと思う。しかも説得できる確信をもっているので、評議会会議で働きたいと願い出た。アナキズムの精神的指導者であり哲学者であるランダウアーは、平常時ならじつに奇妙であるハイマンの要求を当然のことのように受け入れた。驚きもせず、議論することもなく、しばらく待つようと言ったかれは数分後に一枚のカードを持って現われた。それは、「L.G. ハイマン夫人は、労働者、兵士そして農民評議会の評議会会議に出席する資格を有する」と記された証明書であった。こうして暴力をはらむ緊張した情勢のなかでハイマンは評議会会議のメンバーとな⁽¹⁸⁾った。

ハイマンの勇敢な個人的行動がすでに示しているように、評議会システムには問題があった。労働者・農民・兵士評議会の意味している労働者、農民、兵士は明らかに男性であり、「新しい自由のために働く者はだれでも歓迎される」とうたった革命の呼びかけに女性が応える回路は設けられていなかった。さらに、労働者評議会および農民評議会の選挙にさいしての選挙権のあり方にも問題があった。つまり労働者評議会は9つの職業グループからなり、これらのグ

1918—19年ドイツ・バイエルン革命とラディカルフェミニストたち
ループに属している職場の労働者に選挙権があった。ところがこれらの職業は
典型的な男性の職業であり、かろうじて最後尾に「家事奉公人（女中）」が挙
げられていたが、しかし労働者評議会には一人の女中もいなかった。したが
って女性は、労働者評議会の選挙権・被選挙権から排除されていたことがわ
かる。兵士評議会は言うにおよばず、農民評議会にも女性はたった一人しかい
なかつた。

そもそも、評議会形成についての法案起草の段階で、すでに女性の排除が規
定されていたのである。この法案起草では、選挙権行使の除外されている者と
して、自分の家族の家政でもっぱら家事に従事している家族員を挙げている。
これは、主婦は評議会の選挙権を持たないことを示している。すでに述べたよ
うに女性と家政＝消費とを結びつけ私的領域とし、男性と労働＝生産を公的領
域とし政治の世界と結びつけた固定観念の顕著な例である。

また一方、労働者・兵士・農民評議会以外のさまざまな機関で評議会運動に
参加し、国民評議会に代表として出席した女性がいた。ベルリーンでは1918年
12月の中央評議会会議に496人の代表が集まったが、そのうち女性は独立社会
民主党のケーテ・ロイと社会民主党のクララ・ノアクの二人だけであった。一方
バイエルンでは1918年12月の臨時国民評議会では256人の代表者のうち女性
が8人いた。その8人と所属を挙げておこう。

- ヘートヴィヒ・ケムプファ。商人の妻で、州労働者評議会の革命委員会で働く。
- A. エーベルレ Aloisia Eberle、ミュンヒエン・キリスト教労働組合地区連合の秘書。
- H. ズムパー Helene Sumper、退職した小学校校長。バイエルン女性教師連盟に所属。
- M. シュトゥルム Marie Sturm、上級教師でカトリック・バイエルン女性教師連盟に所属。
- L. キーセルバハ Luise Kiesselbach、バイエルン女性協会総同盟委員長で頭脳労働者評議会に所属。

- E. マウラー Emilie Maurer、社会民主主義女性協会所属。
- R. ケムプ Rosa Kempf⁽¹⁹⁾、退職した高等学校教頭。バイエルン女性協会総同盟に所属。
- アニータ・アウグスブルク。

政治の基盤であり、民主主義の基盤であるはずの評議会の実体は、兵士と労働者からなる男の組織であり、私的領域を生活圏とする女性だけではなく、労働女性をも排除した制度であった。すなわち、女性を家族・私的領域に不可分のこととして結びつけることで生産労働の概念から女性を追い払ったうえで、男が「政治」、「民主主義」といった概念を構築していった。したがって、こうした概念は基本的には女性との対照性のなかで、女性を否定的な他者として私的領域に囲い込むことによってのみ意味を持った概念であり、何ら中性的なものではないのである。だからこそ女たちは政治への回路を求めて、「女性評議会」の設立へと動き出すのである。男性組織のなかで女性の数を増やそうとする努力は、いまや疑問視され、女性独自の組織作りの重要性が強く認識されました。こうした認識を当初から示していたのがラディカルフェミニスト、アウグスブルクとハイマンそしてペアたちである。

5 「女性評議会」設立提案とその否決

アウグスブルクとハイマンは1919年3月7日の労働者・農民・兵士評議会会議で、「女性評議会」設立の提案をし、同時に提案理由を述べた。アウグスブルクの述べた内容のあらましを見ておこう。

まず、「女性評議会」の設立でもって、従来の評議会システムでは機能しえてない部分を補足し、全体として評議会システムを拡張することを要求した。なぜなら共和国の宣言以来の評議会組織の活動を見てきたが、女性が協力して一緒に仕事をすることがほとんどないからである。とくに農民評議会のいまの組織では、女性の必要性などまったく認められていないのである。したがって田舎・農村に「女性評議会」を設ければ、中央組織の権力に拮抗する効果的な役割を果たすことになるであろう。一般に農村地域では、政治に参加している

女性は少なく、しかも聖職者が絶対的な影響力を持っている。さらに聖職者は選挙日をミサのある日曜日に決め、地域によっては日曜日に二回ミサをおこない、説教壇から最後に選挙演説をし、そのあと全員を教会から投票箱へと誘導⁽²⁰⁾していく光景が見られる。

こうした投票箱に向けて操作されている女性を解放することができるのは「女性評議会」のみである。男性が長年にわたって手にしている政治的権利を、女性は数ヶ月前に手にしたのであり、したがって経験、知識ともに浅く、選挙にさいしての態度も十分に自覚されたものではない。したがって女性評議会は女性、政治的・社会的状況、女性のおかれている立場そして女性の利害について考える手引きを与えるなければならない。しかも女性評議会は労働者・農民評議会と同じように国家機関として組織されなければならない。個人にかんする事柄であったり、個人加盟の団体であってはならない。公的・法的基盤を持ち、義務づけられた組織でなければならない。

暫定憲法にしたがって男女に同等の政治的権利が与えられ、女性も男性と同じように政治に参加しなければならない現実に直面して、女性評議会はとくに田舎・農村の女性の啓蒙・教育の方法として、政治的教養を持ち、ラディカルな政治的立場にたつ民衆学校の女性教師が一定の休職期間を得て、女性のために政治の講義や講演をわかりやすくおこなって、政治にたいする関心を呼び起こすように働きかけることを考えている。

一方、家族という私的領域にも政治を持ち込まなければならない。政治を家族に持ち込むためには、女性が政治に慣れ、精通してはじめて可能になる。母親が子どもに、幼少のころから公共施設の意味や重要性を理解させ、しつけも公的視野でおこない、家族の場を女性の力でより政治的色彩のこいものにし、⁽²¹⁾家族のあいだで政治が共通の話題となるようにしなければならない。

こうしてアウグスブルクは、女性の政治化によって家族生活を政治化し、私的領域の囲い込みを取りはらい、社会生活と家族生活、男と女、権力と愛、といった二項対立思考とそのイデオロギーの無力化を意図した。これらは近代社会が巧みにあみだした装置であり、しかも女性には痕跡の残らない労働を割り

あて、これを正当化し効率よく作動させた装置であったのだから。こうしてアウグスブルクは、女性のあるがままの状態からの政治化、女性の現実の政治化を考えるのであり、けっして男性の政治的態度の追従を考えていたのではない。

女性評議会設立の提案理由を述べたあとアウグスブルクは、さらに詳細な「女性評議会組織の特別報告書」を近く内務省に提出することを明言し、設立のための協力を頼った。しかし、アウグスブルクとハイマンの動議は否決される。否決されるにいたる非論理的で奇妙な過程をここで見ておく。

まず議長のゾルトマンが、この動議にたいし意見を述べたい人はいるかとたずねた。すると議場から、同志エルターが動議に反対だ、との声があがりエルターが立った。

——そもそもわたしはこの動議に反対の意見を述べるつもりはないのだ。しかし労働者評議会のシステムにかんする問題は、われわれにとって根幹的な問題であるから、いまは論議を中止し明日それについてさらに議論すればいいと思うのだ。

この意見のあと、討議終結の賛否を問い合わせ、多数決で今日の段階での討議は終ることとなった。ところが議長がニーキシュに結びのことばを述べるようにと発言の機会をあたえた。

——わたしがすでに話したように、与えられた方針や専門的に判断された指令を受け取るのが地区評議会の任務のなかでもとくに重要な仕事である。これが順調におこなわれないと、多くの馬鹿げた行動や失敗が今までのように起こるのである。この種の問題が集中して起こるとおもわれる女性評議会の設立にかんして一言いいたい。ここに出された動議はじつに始末におえない、というのがわたしの考え方である。同志アウグスブルクの提案動議にしたがって女性評議会が構成されるべきであると決定することは、わたしにとっては不可能なことである。しかし、わたしは否決を先取りしようとしているのではなく、この動議は個々にわたる計画を練りあげて評議会議に提出するよう行動委員会を促すにちがいないと考えていることを言いたいだけである。⁽²²⁾

閉会のことばとなるはずだったニーキシュのこの発言のあと、議長はいずれにしても動議提案そのものの票決を取らなければならないとして採決にはいった。こうしてニーキシュの説明によってアウグスブルクの動議そのものが否決された。最後に、この動議は行動委員会に伝達されるであろうという議長のことばをつけ加えたものの、女性評議会設立の提案は葬り去られた。

エーリヒ・ミューザムが回想しているように、中央評議会の議長であった社会民主党のニーキシュが反対した動議は否決されるのが当然とみなされていた。アウグスブルク、ハイマンの提案も多数派の社会民主党員によって計画的に拒否されたのであった。⁽²³⁾ 計画的に拒否しなければならなかったのは、ニーキシュがすでに述べたように中央からの命令、下からの服従の構図が機能しなくなることを危惧したためである。事実「女性評議会」は国家的組織であるが、政党や宗派に与することではなく、国家、市町村、家族レベルでの全女性の共通の要求を代表することを明言していた。党组织のヒエラルキーのなかでの活動を重視する者にとって「女性評議会」はまさに「始末におえない」のであり、序列をみだす危険性をはらむものであり排除しなければならないものであった。女性の政治への回路を遮断した排除のうえに政治的平等がうたわれていたのである。隠された不公平や性差のあり方をあらわにすることなくもちいる「平等」は、やはりイデオロギーでしかないであろう。

一方、バイエルン革命はたえず反革命に押し切られていた。反革命はとどまるところを知らず、政治権力の奪い合いがつづくなかを、赤軍・白軍兵士たちはわがもの頭で町を横行した。たがいに対峙した両軍であったが、女性にたいする振舞だけは違わなかった。兵士による暴行事件が相次いでいた。エルンスト・トラーは回想記「ドイツの青春」に少女への赤軍兵士の集団暴行事件について書いている。⁽²⁴⁾

白軍兵士、赤軍兵士の動きがはげしくなるにつれて、民衆はランダウアーやトラーの話よりも、むしろレヴィネやレヴィーンの演説や約束に熱狂的に駆り立てられていった。しかも食料品と石炭の供給が止まり不足だと、人びとは一層いらだちはじめた。ミュンヒエン駐屯軍司令官デュルの部隊と兵士評議

会の兵士や住民との衝突はますますひんぱんになる一方で、多くの市民が銀行預金や財産を運び出しミンヒエンを離れた。いずれ武装蜂起となることは明らかであった。何とか流血の惨事を未然に防ごうとして、女性たちは男性指導者の説得工作にのりだす。

レヴィネとレヴィーンは日ごとにミンヒエン住民に強い影響力をおよぼしていた。ペークとケムプアの二人はレヴィネと話し合うために、アウグスブルクとハイマンはレヴィーンと話すために出かけた。会見の目的は二つの約束を取りつけることである、その一つは赤軍と白軍の衝突、すなわち市民戦争をあらゆる手段を用いて阻止することであり、他の一つは革命特別裁判所で死刑者を出さないことである。アウグスブルクとハイマンはレヴィーンに会い、訪問の目的をつげた。ところがレヴィーンは二人の要請を嘲笑し、ロシア革命で男性とともに武器を持って立ちあがり闘ったロシアの女性革命家たちを称賛した。そして死刑者を出さないようにとの要請にたいし、ドイツの女権論者や平和主義者はおろかにも革命裁判で死刑執行のない活動ができると考えているのか、と嘲罵をあびせ取りあわなかつた。⁽³⁵⁾しかしレヴィーには後日談がある。

レヴィネに会いにいった二人の女性もまた何の成果もないまま女性たちの待つかウルバハ通りのアウグスブルクとハイマンの住まいに戻ってきた。しかし、女性たちはまだ諦めず、今度は赤軍と白軍の指揮者に直接交渉することを決めた。これ以外方法がなかった。車を入れ、ケムプアが乗りこみ赤軍の本部に向った。赤軍指揮官は、ひとまず好意的にケムプアの訪問の意図を聞いた。そして白軍本部まで護衛をつけてくれたが、白軍指揮官は女性の話を聞こうともしなかった。

女たちの執拗なまでの努力も何ら効果をうまず、つづいてミンヒエンは凄惨な流血の市街戦をくりひろげる。アイスナーの無血ではじまつた革命は、右派社会民主主義者とノスケの軍隊によって血のなかで窒息死した。5月末バイエルンはふたたび静けさを取りもどしたが、それは墓地の静寂でしかなかつた。

むすび —— 革命と男のファンタジー

1918—19年ドイツ・バイエルン革命とラディカルフェミニストたち

革命のなかで女たちは、ある者は政党に属し、ある者は政党とは一線を画しながら革命の基本的原理である抑圧された人びとの解放・女の解放を求めて立ちあがった。しかし、革命にさいし、女性独自の要求を主張することは異端視された。これはフランス革命以来の近代革命の伝統であった。革命は男のための男の政治であった。

ブレヒト Bertolt Brecht (1898—1956) の「バール」が夢想したように、「雄牛の群がやってくる力強光景、男性的で力強いイメージ、すなわちプロレタリアートの蜂起のイメージとして、すべてをのみつくす雄牛の壮大でアーネーイーなイメージがバールの内部にいわばユートピアのイメージとして焼きつけられる。」(野村修二、「バイエルン革命と文学」) プロレタリアートと革命のこの勇壮なイメージにたいし女プロレタリアートには、革命への無欲な献身の姿を理想とした。ミューザムは、単純に信じこむ女プロレタリアート、テレーゼ・ブルクマイヤを憐憵と安堵でもって次のように描いている、「テレーゼは献身的な情熱を持って革命に参加し、集会でもデモのときも、いつでもどこでも皆に知られ好かれた存在であった。ビラやスバルタクスのアピール、革命雑誌「カイン」を持って走りまわり、大声をあげて売りさばき、倦むことなくアジテーションをくり返した。ミンヒエンの革命仲間は彼女を「赤いレスル」と呼び、無条件の信頼をおいていた。……感じがよくて親切で、いつも愛きょうがあり、われわれは皆彼女が大好きだった。⁽²⁶⁾」革命にあって、男たちの権力の塔外にいる女には無条件の信頼をおき、無垢だとたたえた。

男性の理想像とはうらはらに、女性独自の権利や地位を求めたフェミニストたちのまえに立ちはだかった困難は、ヴィルヘルム時代の頑迷な枢密雇官や横柄なエンカー、あるいは保守に凝り固まった因習的な市民を相手にして生じたものではなく、同じく解放を求める革命に参加した男たちとの確執であつただけに、女たちが経験した絶望感は深かった。ここに、近代の革命をこえてフェミニズムの地平が展開されなければならない要請があり、政治のフェミニズム化とフェミニズムの政治化が求められるのである。

アウグスブルクやハイマンの立候補も落選に終わり、女性労働組合も設立で

きず、女性評議会も成立しなかった。ところが女たちが積極的に革命に参加し、女性の解放を求める自己実現の道を模索し活躍したことによって、この革命の意味あるいは無意味が浮き彫りになった。女たちが行動するにつれ、政治も歴史もそして道徳さえもがじつは男中心の社会を守り機能させる装置であったことがあばき出された。「近代」革命のファンタジーを打ちくだくこと、そして新しい認識でもって歴史を読みとくこと、これこそが女性史の生命であろう。

いま、わたしたちに問われているのは女性史を読みとく歴史認識である。これはまた、ローザ・ルクセンブルクに女性性を断片的にさがし求める男のファンタジーを排し、フェミニストの視点でもって女がルクセンブルクを読みとかなければならぬことを示しているのである。

(ローザ・ルクセンブルク 東京国際シンポジウム (1991) に参加して)

- (1) ドイツでは1908年の学制改革まで女性は大学に正規入学できなかった。当時チューリヒはパリとならんで女性に大学入学を認めたヨーロッパでの最初の都市である。1867年に帝政ロシアからきた女子学生が医学部で学位をうけたのがチューリヒ大学の最初の女性博士第一号であった。チューリヒ大学のこのリベラリズムは、1848年のドイツ3月革命の担い手や支持者が革命の挫折後ドイツを逃れ、チューリヒ大学に移り、かれらが大学の教授陣を形成していくことと大いに関係がある。19世紀末から20世紀初頭にかけチューリヒ大学には、とくにロシアの女子学生が多く、しかもそのほとんどが上層階級の娘で、彼女らは結婚後の家庭で育児病人の看護は主婦の役割とされていた女性規範をまとうするため医学部に登録していた。しかし女子学生のなかにはニヒリストやアナキストも多く、登録の条件をみなし大学に入学したものの思想運動で学業を断念する者や不幸な最後をとげた女性も多々いた。Verein Feministische Wissenschaft Schweiz (Hg.) ; *Ebenso neu als kühn—120 Jahre Frauenstudium an der Universität Zürich*, Zürich 1988.なおドイツ女子教育の展開過程と女性運動については、拙稿「ドイツ女子中等教育の展開過程と女子教師の位相——19世紀初頭より1908年まで——」『史学雑誌』第98編第7号(1989年)参照。
- (2) ドイツ新民法典に反対する運動を開いたラディカル派の女性たちは、この民法典の家族法の妻の経済的自立と家族内での権利を認めていないのは社会発展に矛盾し近代文化国家の名に恥じるものだとし、とくに次の点に女性たちの注意を呼びかけた。1. 共同生活におけるすべての事柄の決定権を夫がもつ、とし妻や母親である女性を法的に未成熟者としていること。(1354条、この条項は1953年まで有効で

1918—19年ドイツ・バイエルン革命とラディカルフェミニストたち

あった) 2. 妻の労働契約にたいし夫は解約予告期間を無視して契約の解除を通告することができる。(1358条) したがって妻は夫の許可なくして就業することはできなかつた。3. 妻の財産は夫の管理・用益権のもとにおかれる。4. 子どもにたいする親権は父親にある。5. 未婚の母親の親権とその子どもの父親にたいする請求権が認められていないこと。6. 離婚の理由を妻の道徳上の問題に限定していること。Ute Gerhard ; *Unerhört—Die Geschichte der deutschen Frauenbewegung*, Reinbek bei Hamburg 1990, S. 231f. 若尾祐司「第一次世界大戦前ドイツの市民女性運動——1894—1908年の急進派を中心に——」『名古屋大学文学部研究論集』113、1992、57—81ページ。

- (3) ドイツでは18世紀の最後の30余年に考えだされた「性別性格シェーマ」は従来の身分規定にとって代わり、家政概念からくる家母や家父にかわって一般的な女性・男性が、また家政から導き出されたさまざまな義務にかわって一般的な性格に関心がむけられるようになった。この男女の二項対立的な性格規定は19世紀になると代表的な百科事典に「男性」、「女性」の項で説明され、社会的通念となっていく。性別性格と歴史的・社会的関連については、拙稿「18世紀後半ドイツの市民的家族・女性及び女子教育——女性の文化的位相の確認のために——」、『歴史学研究』565号(1987年3月) 参照。
- (4) L. G. ハイマンはハンブルクの大商人の家庭に生まれ、典型的な上層市民の娘としての教育をうけた。家庭教師のもとでの個人教授、女子中等学校そしてドレスデンの女子寄宿学校と進んだ。早くから社会・政治的関心に目覚め、結婚以外の目的を持たない女性の不自由な無為の生活に疑問をいだいた。1896年の父親の死後600万遺産の遺言執行者となった。ハイマンはこれを基金にハンブルクに「女の家」を設けた。ここには女性労働者のための食堂、託児所、入浴施設、生活相談室、また講演、集会、合唱、朗読などの催しのできるホールなどがあった。「女の家」を中心拠点として彼女の生活はしだいに女性運動への道を歩むこととなり、ついにハンブルクの売春規制反対闘争の中心人物となる。A. アウグスブルクと知合ってからは共同で活動し、生涯生活をともにする。ドイツの売春闘争とハイマンについては、拙稿「女子人身売買闘争と東・西ユダヤ女性——19・20世紀転換期における「性」・「人種」・「階級」——」、『社会科学』48号(1992年)、同志社大学人文科学研究所参照。
- (5) K. アイスナー、1898年から1905年にわたって社会民主党中央機関誌「前進」の編集長。評論家として知られる。1911年からミュンヒエンに住み、「ミュンヒエン・ポスト」紙に政治記事を、1914年からは劇評を書いた。1917年に独立社会民主党が社会民主党から分離した以後ミュンヒエンの独立社会民主党の指導的立場に立った。
- (6) 『Frauen Offensive Journal』Nr. 10 (April, 1978) S. 42.

- (7) G. ベーア、母親はロンドンの上級ラビの娘であったが、早くから女性参政権運動に参加していた。一方父親はハルツの富裕なユダヤ人家族の出自で上層市民としての生活態度を厳守する専制的な家長であったため、進歩的な母親とのあいだにいさかいがたえず、若いゲルトルートには結婚は女にとって抑圧の軛におもえ、市民社会の結婚のあり方に若くして懷疑をいだくようになった。そして自立するため教師になった。第一次世界大戦が勃発すると平和運動に従事し、大戦中に非合法化された「恒久平和のための国際女性委員会」ドイツ支部のメンバー、「女性参政権同盟」のメンバーとしてアウグスブルクやハイマンとともに活動する。20年代もひきつづき女性運動、平和運動をおこなう。1939年以後ドイツ国籍を剥脱されアメリカに亡命する。戦後ジュネーブに戻り「国際女性同盟」の仕事をつづける。G. ベーアについてのこうした事実が明確になったのは G. ピンクスが88歳のベーアにインタビューをおこなったことによる。G. ピンクスはベーアが存命でまだ活躍していることを、アマリー・ピンクスから教わったという、この A. ピンクスは1991年に開催された「ローザ・ルクセンブルク 東京国際シンポジウム」に81歳で参加していた。*「Frauen Offensive ……」* a. a. O. S. 30—46. Ute Gerhard ; a: a. O., S. 331.
- (8) L. G. Heymann/A. Augspurg ; *Erlebtes—Erschautes—Deutsche Frauen kämpfen für Freiheit, Recht und Frieden 1850—1940*. Meisenheim am Glan 1972, S. 166.
- (9) E. トラー、作家。1916年まで志願兵として入隊し従軍。1918年アイスナーと連帯して活動。独立社会民主党員。1919年4月7日の第一次評議会共和国臨時中央評議会議長。革命臨時裁判所の設立、銀行、新聞の社会化など一連の指令の署名者。レヴィネおよびレヴィーンと対立。1919年6月4日逮捕される。1939年ニューヨークで自殺。
- (10) G. ランダウアー、哲学者でアナキスト。革命直後アイスナーの招請をうけてミュンヒエンで評議会運動に協力する。1919年5月2日反革命に虐殺された。子どもたちに父親の立場から教えさとす手紙を多く書き送っていた。
- (11) E. ニーキシュ、ジャーナリスト、歴史家。社会民主党員。1919年2月21日より中央評議会議長。1926年に社会民主党を離党。ナチ時代には強制収容所に入れられた。第二次大戦後フンボルト大学教授。
- (12) E. ミューザム、作家、演劇評論家。リューベックで薬剤師見習および助手となった後、ベルリンに出て作家となりランダウアーと知り合いになる。1909年にミュンヒエンに移り住む。革命雑誌「カイン」を発行。
- (13) E. レヴィネ、ペテルブルクに生まれる。1905年革命に参加してシベリアに流刑される。ドイツに脱出し社会民主党入党。スバルタクス・ブント結成に参加。1919年3月に共産党中央からミュンヒエンへ派遣されバイエルン共産党の最高指導者となる。1919年4月19—27日にかけての共産党系の第二次評議会共和国の議長。

1918—19年ドイツ・バイエルン革命とラディカルフェミニストたち

- (14) M. レヴィーン、モスクワ生まれ。1905年革命の敗北後ドイツに亡命しドイツ共产党に入り、その後ミュンヒエン・グループの指導者となった。評議会共和国崩壊後ウィーンにのがれ、そのあとモスクワに帰った。
- (15) Ute Daniel ; *Arbeiterfrauen in der Kriegsgesellschaft*, Göttingen 1989, S. 43ff
- (16) Bayrisches Hauptstaatsarchiv, *Arbeiter- und Soldaten-Rat*, Akte 2.
- (17) 「*Frauen Offensive* ……」 a. a. O., S. 45.
- (18) L. G. Heymann/A. Augspurg ; a. a. O., S. 172.
- (19) R. ケムプは1919年1月のバイエルン州議会選挙をまえに、ドイツ民主党（ドイツ国民党DDP）を代表した演説の中で女性の要請を次のように述べている、1. クオーター制（一定の比率割当て制）をめざし、女性有権者の数に見合った割合の女性議員が議会に送り出されるべきである。2. 女性は国家行政のすべての部門ではたらくべきであり、知事や大臣の任務にのつくべきである。3. 学校では男女共学を実施すべきである。4. 司法界への女性の参入、裁判官、参審裁判官に女性を当用すること。5. 夫と妻の平等。妻の就業に夫の同意を義務づけた法律の廃止。公務員の妻は原則的に就業できないと規定した法律の廃止。6. 女性公務員の「独身制」の廃止。（とくに女性教師に適用されていたので、結婚を機に女性は教職をさらなければならなかった。）7. 未婚の母および婚外子（私生児）に平等の権利を認めること。婚外子にも遺産相続権を与えること。未婚の母も「……嬢」でなく「……夫人」でもって呼ばれる権利を持つこと。これらは当時の女性の要求をほぼ包括している。しかし女性とくに農村女性の啓蒙・教育の視点が欠けている。
- (20) Stenographischer Bericht über die Verhandlungen des Kongresses der Arbeiter-, Bauern- und Soldatenräte vom 25. Februar bis 8. März 1919 in München, Berlin ohne Jahrgang, Reprint, S. 179.
- (21) Ibid., S. 180.
- (22) Ibid., S. 180f.
- (23) E. Mühsam ; Räterepublik und sexuelle Revolution, in : Hansjörg Viesel (Hg.) ; *Literaten an der Wand — Die Münchner Räterepublik und die Schriftsteller*, Frankfurt am Main 1980, S. 197f.
- (24) John M. Spalek/W. Frühwald (Hg.) ; *Erinnert Toller. Gesammelte Werke* Bd. 4. Eine Jugend in Deutschland, München/Wien 1978. 江川卓/水野忠夫編『現代世界文学の発見 1・革命の烽火』「ドイツの青春」、学芸書林 1969.
- (25) ウィーンへ逃れたレヴィーンをバイエルン政府は内乱罪で死刑にしようとオーストリア政府に身柄の引き渡しを要請した。これを知った「恒久平和のための国際女性同盟」ドイツ支部はオーストリア政府に緊急のアピールを送り、政治犯の亡命権を守るように訴えた。このアピールにアウグスブルクとハイマンが署名した。こう

した事情を知るにいたったレヴィーンは、「不思議なことだ、どうしてこの女性たちがわたしに肩入れするようになったのか」と頭をふったという。L. G. Heymann/A. Augspurg ; *Erlebtes*……a. a. O., S. 180.

(26) E. Mühsam ; a. a. O., S. 198f.

参考文献

Lida Gustava Heymann/Anita Augspurg ; *Erlebtes — Erschautes. Deutsche Frauen kämpfen für Freiheit, Recht und Frieden 1850—1940.* (Hrsg. Margrit Twellmann), Meisenheim am Glan 1972.

Hansjörg Viese (Hg.) ; *Literaten an der Wand. Die Münchner Räterepublik und die Schriftsteller*, Frankfurt/M. 1980.

Christiane Sterndorf-Hauck ; *Brotmarken und rote Fahne. Frauen in der bayrischen Revolution und Räterepublik 1918/19*, Frankfurt/M. 1989.

Gerhard A. Ritter und Susanne Miller (Hg.) ; *Die deutsche Revolution 1918—1919. Dokumente*, Frankfurt/M. 1983.

Dieter Fricke (Hg.) ; *Deutsche Demokraten. Die nichtproletarischen demokratischen Kräfte in Deutschland 1830 bis 1945*. Köln 1981.

Wolfgang Frühwald und John M. Spalek (Hg.) ; *Der Fall Toller. Kommentar und Materialien*, München/Wien 1979.

John M. Spalek und W. Frühwald (Hg.) ; *Erinnert Toller. Gesammelte Werks Bd. 4. Eine Jugend in Deutschland*, München/Wien 1978.

Ute Daniel ; *Arbeiterrfrauen in der Kriegsgesellschaft*, Göttingen 1989.

Ute Gerhard unter Mitarbeit von Ulla Wischermann ; *Unerhört. Die Geschichte der deutschen Frauenbewegung*. Reinbek bei Hamburg 1990.

Gertrud Pinkus ; Gertrud Baer. Frauenbewegung bis 1920, in : *Frauen Offensive Journal*. Nr. 10 (1978 April).

野村修編『ドキュメント現代史2・ドイツ革命』、平凡社 1972.

モーレンツ編・船戸満概説・守山晃訳『バイエルン1919年——革命と反革命——』、白水社 1978.

野村修『バイエルン革命と文学』、白水社 1981.

江川卓・水野忠夫編『現代世界文学の発見1・革命の烽火』、学芸書林 1969. (「ドイツの青春」所収)

カール・コルシュ著・木村靖二／山本秀行訳『労働者評議会の思想的展開——レーテ運動と過渡期社会』、批評社 1979.